

## 米国 FDA によるリコール情報(2023年9月分)

2023年9月にFDAにより出されたリコールの一覧は、以下の通りです。

日付	製品情報	リコール理由
9/28	チーズ・スプリングル	ゴマ・アレルゲンのラベル記載無し
9/28	メロン	食中毒の可能性
9/28	ジンジャースナップ・ミルクチョコレート	ピーナッツ・アレルゲンのラベル記載無し
9/25	角切りの有機バターナッツかぼちゃ	大腸菌 O45 汚染の可能性
9/22	アイスクリーム製品	食中毒の可能性
9/21	スイートコーン・パンケーキ	小麦、大豆アレルゲン及び、黄色 #5 のラベル記載なし
9/20	アメリカン・プロセスチーズスライス	包装の欠陥。包装紙を剥がした後もスライスチーズにフィルムが付着したままになる可能性
9/19	チョコレートケーキ	ピーナッツ・アレルゲンのラベル記載無し
9/14	ハンバーガー・バンズ	乳アレルゲンのラベル記載無し
9/11	ギフトボックス入りの風味付けされた月餅	卵アレルゲンのラベル記載無し
9/6	アイスクリーム製品	食中毒の可能性
9/6	安全でない原材料を含む栄養補助食品	健康リスクの可能性(強心配糖体を含む)
9/5	医薬品有効成分を含む栄養補助食品	ラベル記載のない医薬品であるシルデナフィルを含む
9/5	プレミアム・ドッグフード	大豆、小麦アレルゲンのラベル記載無し

9月にFDAから発行された14件のリコールのうち、ラベルへのアレルゲン記載がなかったことによるものが7件、食中毒の可能性や有害細菌に関するものが4件だった。「企業名(Company Name)」から日系企業に係る案件とみられるものは、確認できなかった。

米国に食品を輸出する際、アレルギー物質を使用している場合には、その原材料名を明確に表示しなければならない。表示が義務付けられているアレルギー物質は、乳、卵、魚(例えば、ヒラメ、タラ)、甲殻類(例えば、カニ、ロブスター、エビ)、ナッツ(例えば、アーモンド、クルミ、ピーカン)、ピーナッツ、小麦および大豆に加え、2023年1月1日からゴマについてもアレルギー表示が義務化され、全部で9種類となった。魚、甲殻類、ナッツについては、その種も明記する必要がある。

適切なアレルゲンの表示が無い場合、特定の感受性の高い人に重篤な有害反応が起こる可能性があるため、アレルゲン表示漏れは、リコールカテゴリーが「クラス1」と最も深刻なカテゴリーに入る。FDAは、製品にアレルゲンやその他の記載の無い成分が含まれないよう、規制している。

また、栄養補助食品としては今回、医薬品成分であるシルデナフィル(バイアグラ)入りの栄養補助食品がリコールの対象となったが、栄養補助食品は医薬品ではなく、あくまで食品のカテゴリーであり、医薬品成分を含むもの、または栄養補助食品と表示して販売することはできない。

出所:[リコール、市場からの撤退、および安全に関する警告](#) (英語)

【免責条項】本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本レポートに関する問い合わせ先:

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ロサンゼルス事務所

TEL: 1-213-624-8855

Email: [lag-USPF@jetro.go.jp](mailto:lag-USPF@jetro.go.jp)

Eureka Global Solutions 作成